

## 観光立国推進基本計画の改定案に対する意見

2017年2月28日

新経済連盟

### 意見1 目標について

(該当箇所)

P11

2. 観光立国の推進に関する目標
- 国際観光の拡大・充実
2. 訪日外国人旅行者数 4,000 万人
3. 訪日外国人旅行消費額 8 兆円

(意見)

2020年までに訪日外国人旅行者数 2000 万人という従来の目標を4000万人に上積みしたことは評価するが、日本の持つ観光ポテンシャルや昨今の訪日外国人旅行者数の伸びを考えると、さらなる目標の上積みが可能であると考え。具体的には、訪日外国人旅行者数を2030年までに1億人、旅行消費額を30兆円とすることを前提に目標を設定すべき

### 意見2 シェアリングエコノミーについて

(該当箇所)

P15

#### エ シェアリングエコノミーサービスを活用した地域の観光振興

自治体が管理する公共の遊休資産の有効活用、市民が紹介する地域ならではの体験を基にした新たな観光コンテンツの開発支援等、シェアリングエコノミーサービスを活用した地域の観光振興を行う。

(意見)

ホームシェア(民泊)は遊休資産を活用するシェアリングエコノミーの一種であり、人々の出会いによる文化交流を生み出すなど、それ自体が観光コンテンツとなり得るものである。したがって、ホームシェア(民泊)についての記載を追加すべき

### 意見3 道路使用許可

(該当箇所)

P17

カ 観光振興に資する道路空間の有効活用等

(意見)

道路空間の有効活用のためには道路占用許可のみならず、道路使用許可が不可欠であるため、道路交通法の規定に従って道路使用許可が適切に行われるべき旨の記載を追加すべき

### 意見4 民泊について

(該当箇所)

P36

ウ 民泊サービスへの対応

住宅等を活用した民泊サービスについて、懸念される課題（治安、衛生、近隣トラブル等）に適切に対応しつつ、多様な民泊サービスの健全な普及が図られるよう、規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）及び「民泊サービス」のあり方に関する検討会の最終報告書（平成28年6月取りまとめ）の内容を踏まえ、必要な法整備に取り組む。

(意見)

法整備のみならず、その運用にあたって、観光立国や空き家の有効活用の推進等の観点から過度に抑制的なものとならないよう記載

### 意見5 デジタルマーケティング戦略

(該当箇所)

P39

3. 国際観光の振興

(一) 外国人観光旅客の来訪の促進

① 我が国の観光魅力の重点的かつ効果的な発信

(意見)

現代の旅行者に対してはデジタルマーケティングが最も有効なマーケティングツールであり、当該デジタルマーケティング戦略を戦略的・統括的に行うための「政府CMO」を設置することを盛り込むべき

## 意見6 訪日外国人のニーズに沿った移動手段の提供

(該当箇所)

P57

(三) 観光旅行者の利便の促進

① 高齢者、障害者、外国人その他の観光旅行者が円滑に旅行できる環境整備

(意見)

中国人、米国人など多くの外国人にとって使い慣れた交通手段であるライドシェアは、外国人の滞在中のモビリティ向上に大きく資するものであるのみならず、外出を容易にすることにより外出先での消費拡大にも資するものである。

逆に、外国人が使い慣れた移動手段をあえて提供しないということは、訪日外国人へのおもてなしの精神に反するばかりでなく、旅行中の不満要因となりリピーター化を阻害するものである。

そこで、「東京オリンピックまでにライドシェアを全国的に導入するための法環境整備」を盛り込むべき

## 意見7 ナイトタイムエコノミー

(該当箇所)

全体

(意見)

日本の観光活性化策は昼間にどこを観光してもらうかという視点が中心であり、夕方から夜（ナイトタイム）にかけて訪日外国人が地域でどう楽しむのかという視点が欠落している。観光地が昼間だけでなくナイトタイムにおける魅力を磨き上げナイトタイムエコノミーを推進させることにより、観光客の滞在中の満足度を向上させるとともに、これまで十分活用されていなかった夜間市場の活用による大きな経済効果を生み出すことができる。

そこで、新たに「ナイトタイムエコノミー推進」の項目を設け、以下のような施策について記載すべき

ナイトクラブの立地規制の弾力化

ナイトミュージアム、ナイトツアー、ナイトコンサートの実施

統合型リゾートの推進

イギリスの「パープルフラッグ」のように、一定の水準に適合した地域を認証する制度の導入

以上